

船舶事故調査報告書

令和2年6月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和元年11月13日 13時44分ごろ
発生場所	京都府伊根町甲 ^{こう} 埼北東方沖 本庄 ^{ほんじょう} 港北防波堤灯台から真方位040° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯35°46.1′ 東経135°16.2′）
事故の概要	プレジャーボート飯 ^{いづな} 綱丸は、漂流中、転覆した。 飯綱丸は、船外機の濡損等を生じた。
事故調査の経過	令和元年11月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 飯綱丸、5トン未満 235-31737京都、個人所有 3.71m (Lr) × 1.56m × 0.57m、FRP ガソリン機関（船外機）、13.2kW、平成6年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 36歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 令和元年10月25日 免許証交付日 令和元年10月25日 （令和6年10月24日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船外機に濡損、操舵スタンド前部の風防に破損、船首部及び船尾部の物入れのカバーが流出
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：うねり 波向南東、波高約1m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、家族等（以下「同乗者」という。）2人を乗せ、令和元年11月13日12時10分ごろ伊根町本庄漁港を出航し、12時20分ごろ‘甲埼北東方沖1M付近の水深約50mの釣り場’（以下「本件釣り場」という。）に到着し、船外機を停止して漂流し、釣りを開始した。 本船は、南東方からの風及びうねりを受け、船首が北東方を向いた状態で北西方へ流されながら、同乗者の1人が前部甲板の物入れのカバーに、船長が中央部の操舵スタンド後方に置いた釣り具入れに、も

う1人の同乗者が船尾部の右舷側に、それぞれ腰を掛けて右舷方を向き、釣りを行っていた。

船長は、13時25分ごろ、釣りを開始した時より風が強くなったと感じ、周囲の海上に風浪が発生しているのを認めたものの、出航前に気象予報を確認した際、本事故当日の正午から夕方にかけて風波が弱まるとの情報を入手していたので、そのまま釣りを続けた。

本船は、船尾部両舷のブルワークに1か所ずつ設けられた直径約5cmの放水口に蓋を取り付けずに漂泊していたところ、3人が乗船した状態で海面が放水口の下端よりやや上にある状態で、海水が放水口から流入しては排出される状況であった。

本船は、風浪の発生に伴い横揺れが生じるようになり、片舷に傾斜した際に放水口から流入した海水が排出されないまま反対舷に傾斜することを繰り返すうち、流入する海水の量が排出される量よりも多くなり、海水が甲板上に滞留するようになった。

船長は、13時35分ごろ、船尾トリムが大きくなったと感じ、船尾方を見たところ、放水口から流入した海水が甲板上に約10cmの高さまで滞留し、船尾部が下がっていることに気付いた。(写真1、2参照)

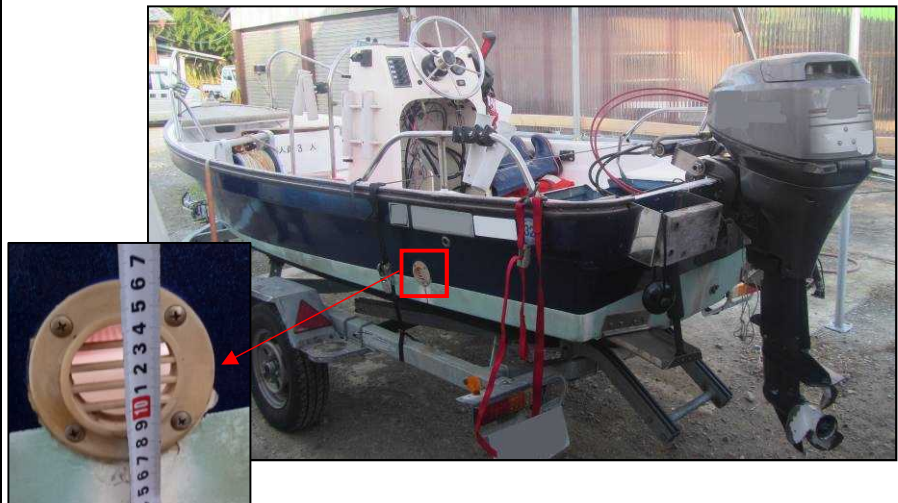


写真1 放水口

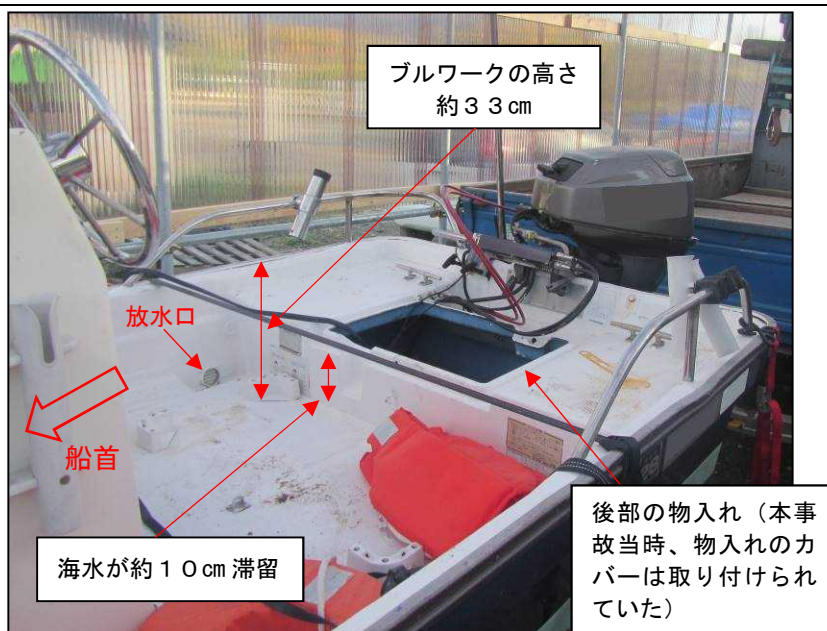


写真2 船尾部

船長は、このままでは転覆すると思い、海中に投入していた釣りの仕掛けを回収し、後部にいた同乗者を前部に移動させた後、滞留した海水をバケツで排出することとし、自身の仕掛けの回収を終えた後、船尾部の同乗者の仕掛けの回収を開始した。

本船は、船尾部が徐々に下がって船尾方から波しぶきが入る状況下、全員が仕掛けの回収を終えたので、船長が船尾部にいた同乗者を船首部に移動させようとしていたところ、13時44分ごろ右舷船尾方から高さ約1mの波が打ち込んで、右舷方に転覆した。

船長及び同乗者2人は、海面に投げ出されたものの、着用していた救命胴衣が自動で膨脹し、転覆した本船の底部に這い上がり、同乗者の1人が上着の防水ポケットに入れていた防水型の携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報した。

京都府水難救済会所属の船舶は、海上保安庁からの連絡を受けて海上保安庁の巡視艇と共に現場に到着し、船長及び同乗者2人を移乗させ、本船を本庄漁港にえい航した。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

本船は、船体中央部に操舵スタンド、船尾部に船外機が取り付けられ、本事故の約1か月前に船長が中古で購入したものであった。

本船の取扱説明書には「本船には甲板上に溜まった水を排水するための放水口が取り付けられているが、航行中は原則として放水口の蓋は締めておくこと及び係留時は蓋を外しておくことと雨水等が自然に排水される。」旨の記載があったが、船長は、本船を購入した際、取扱説明書が付属しておらず、このことを知らなかった。

本船の放水口の蓋は、本事故当時、船長が腰掛けていた釣り具入れに収納されており、海水の滞留に気付いた際、取り付けようと思った

	<p>が、取り付けると海水が排出されなくなると思い、取り付けるのをやめた。</p> <p>船長は、本事故の約1週間前、海上が平穏な本庄漁港内で初めて本船を操船した際、放水口の蓋を取り付けていない状態で航行し、自身と同乗者である友人1人の計2人が乗った状態で海面が放水口の下端付近にあり、約30分間の航行中に流入して滞留した海水の高さは甲板上約1～2cmであった。</p> <p>船長が本船を操船したのは、本事故時が2回目であった。</p> <p>船長は、本事故当日の数日前から出航直前までインターネットで気象予報を数回確認した際、本事故当日が、風向が南東であり、波高が正午ごろは約0.9mであるが15時ごろには約0.7mまで下がるとの情報を入手し、また、本件釣り場西北西沖約3.3Mの^{きょう}経ヶ岬のライブカメラの映像を確認した際、海上が平穏であったので釣りに出ることを決めた。</p> <p>船長及び同乗者2人は、全員が国土交通省の型式承認を受けた自動膨脹式の救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、甲斐北東方沖において放水口の蓋を取り付けていない状態で漂泊中、船長が、周囲の海上に風浪が発生しているのを認めたものの、釣りを続けたことから、放水口から流入した海水が甲板上に滞留し、船尾トリムが大きくなり、右舷船尾方から高さ約1mの波が打ち込んで右舷方に転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船を購入した際、取扱説明書が付属していなかったことから、航行中は放水口の蓋を取り付けておく必要があることを知らなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、出航前に気象予報を確認した際、本事故当日の正午から夕方にかけて風波が弱まるとの情報を入手していたことから、周囲の海上に風浪が発生しているのを認めたものの、釣りを続けたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、甲斐北東方沖において放水口の蓋を取り付けていない状態で漂泊中、船長が、周囲の海上に風浪が発生しているのを認めたものの、釣りを続けたため、放水口から流入した海水が甲板上に滞留し、船尾トリムが大きくなり、右舷船尾方から高さ約1mの波が打ち込んで右舷方に転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、放水口の蓋を必ず締めておくこと。

	<ul style="list-style-type: none">・取扱説明書が付属するタイプの小型船舶を中古で購入した際、取扱説明書が付属していなかった場合、製造者から取扱説明書入手し、内容を確認しておくこと。・小型船舶は波等の影響を受けやすいので、波の状況に注意し波高が高いときには早めに釣りをやめて帰航すること。
--	---

付図1 事故発生場所概略図

